

清須市緑の基本計画に係るパブリック・コメントの実施結果

1 実施期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月30日（金）まで《40日間》

2 意見提出通数

意見提出通数（総数）	提出方法				
	窓口	投函箱	郵送	ファクシミリ	電子メール
9	—	7	1	—	1

3 意見件数

意見件数	内 容								
	(1) 公園について	(2) 農地について	(3) グリーンインフラについて	(4) 施設等の提案	(5) 計画策定の時期について	(6) 本計画の位置づけ等について	(7) 緑化重点地区について	(8) 街路樹について	(9) 表記内容の間違いについて
16	1	1	3	2	1	5	1	1	1

4 意見の内容と意見に対する市の対応

(1) 公園について

ご意見	ご意見に対する市の対応
<p>清須市の公園は、5分も歩けば別の公園に着くほどに、数的、面積的に多いと思います。しかし、どの公園も子ども達の歓声が聞こえません。大人の方もゲートボール以外は利用がありません。まず、子ども達が集まるように、「野球・サッカー等の迷惑行為はやめましょう」の看板は撤去した方が良いでしょう。大人の方々が気軽に世間話ができるように、ベンチの数を増やしたらどうでしょう。</p>	<p>市としても、地域全体が魅力あふれる緑のまちとなるように、多様なニーズに対応した公園緑地の整備・拡充を行っていく方針です。その中で、公園の利用方法やベンチなどの公園施設の拡充などについては、自治会の意向を考慮し、地域のニーズに応えられる公園を目指してまいります。</p>

(2) 農地について

ご意見	ご意見に対する市の対応
<p>緑の対象の土地に農地が入っておりますが、これには反対します。清須市は隣接する稲沢市、一宮市とならんで尾張米作りの中心地です。農地はあくまでの米作りに専念していただくような政策の立案をお願いします。</p> <p>政府は減反を推進していますが、これは間違いだと思います。農家が安心して米作りに専念できるように地元の市町村も行政の面から支援すべきだと思います。</p>	<p>今回の計画策定に伴い、農地をなくし、緑地に転換していくというものではありません。農地は、農業生産の機能だけでなく、生物多様性の保全や環境保全機能、雨水の一時貯留機能などの防災機能、美しい田園風景を創る景観形成機能など、多面的な機能を有することから、平成29年の都市緑地法改正に伴い都市の貴重な緑であると再評価され、さらに令和6年の都市緑地法改正に伴い、緑の基本計画の中で、農地を「緑」として位置付けるよう方針が示されました。</p> <p>そのような背景から、本計画においても農地を「緑」として位置付けているものであり、都市農地の保全と活用が図られるよう、「清須農業振興地域整備計画」と連携しながら取り組みを進めてまいります。</p>

(3) グリーンインフラについて

ご意見	ご意見に対する市の対応
<p>(1) ①グリーンインフラは既に30年近く前にドイツの学会誌で取り上げられ、ZDF(ドイツのテレビ局)や新聞各紙などでも大きく報道されたのに、日本ではほとんど話題にならないのが残念です。</p> <p>②近代の戸建住宅は敷地をコンクリートなどで覆い駐車場にしている場合が多いですが、これではCO₂をO₂に変える植物の光合成をなくし、温暖化の原因となるだけでなく、放射熱でも気温を押し上げます。また、降雨を地面に吸収できず雨水溝に一気に流れ込むため、内水氾濫やバックウォーターの原因にもなります。従って住宅敷地には必ず樹木を1～2本でも良いから植えるようにできませんか。私権の主張は一定の制限が必要です。</p> <p>③更に、植物がなくなれば生態系を破壊し、すでにレイチェル「沈黙の春」状態、その頂点にたつ人間の首を自らしめているのと同じです。</p>	<p>(1) グリーンインフラは、社会課題の解決や持続的な地域を創出する仕組みとして期待されており、本計画においても、公園緑地などの自然が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの実装を推進していくこととしています。</p> <p>また、環境負荷の軽減や民有地の緑化に関する取組を、市民の皆様や民間事業者と連携・協力しながら推進することを目指しています。それ以外の施策も含めて総合的に取り組んでいくことで、生物多様性の保全などに寄与する緑をはぐくむまちづくりを推進してまいります。</p>
<p>(2) この地方は公共交通が脆弱で、車が必要なことはわかります。しかし、だからといって車優先の街づくりは安直なポピュリズムにすぎず、緑の多い長期的な街づくりをしてほしいです。東京に比べ名古屋はまさにコンクリートジャングル、小石川植物園や新宿御苑、井ノ頭公園のような広大な緑地はありませんし、ベルリンの繁華街ツォー駅付近でも樹木の上をリスが走ったりしています。</p>	<p>(2) 緑の基本計画では、長期的な視点に立って施策を展開し、本市の緑のまちづくりを着実に推進してまいります。本市においては、記載いただいた東京都で見られるような広大な緑地はありませんが、3つの河川が、代表的な緑地として市民に親しまれています。こうした今ある緑を保全することに加え、民有地等での緑地の創出や街路樹などのまちなかの緑の創出により、少しでも豊かな緑のまちづくりをめざしていきます。</p>

(4) 施設等の提案

ご意見	ご意見に対する市の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な所に商業施設の開設（服屋やレストラン） ・旧22号線及び公園付近に道の駅の開設（産直市場） ・総合病院の開設（産婦人科が主） ・全員一斉参加のウォーキング大会（一斉スタート制） ・スーパー温泉の開設（高齢者の憩いの場） ・障がい者が働ける施設（身体・精神・発達 みんなが働けるように） ・災害時避難場所になるような施設（清洲・新川・西枇杷島・春日の一地区ずつにあればいい） 	<p>各種施設の開設についてご提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>「全員一斉参加のウォーキング大会」については、健康増進や市の魅力発信を目的として「清須ウォーク」というウォーキング大会を実施しており、庄内川や五条川周辺を生かしたコースとして実施されています。過去の大会では、一斉スタート制でも実施されたことがあり、今後もより多くの皆様に参加していただけるよう、情報発信に取り組んで参ります。</p> <p>「災害時避難場所になるような施設」について、本市では、災害時の一時避難場所として、多くの公園が指定されています。また、一定期間避難できる場所として、市内の小中学校や高校、防災センター、市民センターなどを「指定避難所」として、各地域に指定しています。</p>
<p>子どもたちの居場所作り、高齢者の居場所作り（健康寿命延ばす、医療費の削減、いろいろなものの伝承の場、フレイル防止にもなる）、緑いっぱいプレーパーク、赤ちゃんからお年寄りまで自然に触れる機会が増えるようなプレーパークをつくってほしい。</p>	<p>子どもたちや高齢者の居場所づくりとしてのプレーパークのご提案ありがとうございます。魅力ある緑の空間づくりのアイデアとして、参考とさせていただきます。</p>

(5) 計画策定の時期について

ご意見	ご意見に対する市の対応
<p>優先順位の面から言って、計画自体今やる必要があるのかという観点から考えて反対です。</p> <p>予算規模もわからず、一律自然体で事を始める手法的にも、問題があります。いずれにしても、それでもやるのであれば、長期計画になるのだから、地域指定したうえで、目標とする項目も絞り、着実に一つずつ期待値を達成するようにすべきでしょう。</p> <p>長期的な課題として緑化を放置していいとは思わないですが、財政は無限ではないことを考えると、喫緊の課題である物価高による生活費の高騰、国保などの基本インフラが、担税力のないものまで負担をさせている問題、生活保護と年金の制度上の理不尽な格差の是正など、やるべきことは山積しているといっています。</p> <p>こうした点を踏まえたうえで、ゼロベースで考え直してもらいたいです。</p>	<p>緑の基本計画は、都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。緑に関する施策の推進根拠を示すマスタープランであるため、各種事業を推進していく上で必要な計画となっています。そのため、中長期的な目標も定め、継続的に計画を更新していく必要があります。</p> <p>緑の基本計画では、今ある自然や緑を保全するという視点があり、財政負担を軽減できるような官民連携による緑化施策の推進なども検討していきます。市として、限られた財政の中で次世代に残すべき自然資源の保全を、継続的かつ効果的に取り組んでいく必要があると考えています。</p>

(6) 本計画の位置づけ等について

ご意見	ご意見に対する市の対応
<p>1. 計画策定の順序と位置づけについて</p> <p>本計画は、「清須市第3次総合計画」(2025年度策定)および「清須市都市計画マスタープラン(部分改定)」(2025年)を踏まえるものとされています。しかし、本来「緑の基本計画」は、土地利用や都市構造を検討する上位的な環境・基盤計画として、先行または並行して議論されるべきです。</p> <p>にもかかわらず、本計画は、すでに方向性が定められた総合計画・都市計画マスタープランに後追いで整合させる形となっており、「緑をどのように守るか」を根本から問い直す計画になっていないのではないかと強く危惧します。この計画が、緑の保全のための指針ではなく、規定の土地利用方針を追認、補完する役割にとどまっているのではないかと思います。説明が必要です。</p>	<p>清須市第3次総合計画(以下総合計画)は、本市における最上位計画と位置づけており、緑の基本計画は総合計画に即すこととしています。また、都市計画法に基づく都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めており、都市計画制度に基づく都市構造は都市計画マスタープランで定めています。</p> <p>緑の基本計画は、マスタープランとしての性格を有し、個別の施策に対する指針となるものです。また、都市計画制度に関する事項を含むことから、都市計画マスタープランと整合が保たれるようにしています。総合計画及び都市計画マスタープランにおいても、農地や緑地、自然環境の保全について示されており、本計画はより具体的な施策や目標を定めています。</p> <p>計画期間についても総合計画と都市計画マスタープランに合わせて設定しており、次回の策定期間からは、同時期での策定を予定しています。</p>
<p>2. 緑の減少という実態と計画内容の乖離について</p> <p>計画案では、緑地率が21.5%から19.1%へ、緑被率が34.9%から30.1%へと大きく減少していることが示されています。特に市街化調整区域における緑被率は11.4%も減少しており、農地や自然的緑地が急速に失われている実態が明らかです。しかし、この深刻な現状に対し、計画案では開発抑制や農地・緑地の保全を明確に位置づける踏み込んだ方針が示されているとは言えません。分析で示された危機的状況に対し、どのように減少を食い止め、回復させるのかという実効性ある政策が不足していると思います。</p>	<p>今後、市街化区域での緑被率の減少に加え、土田・上条地区などにおいて、市街化調整区域での開発に伴う緑被率の減少が見込まれることから、緑化の推進が積極的に行われるよう「緑化重点地区」をそれぞれの区域に対して定めることとしております。</p> <p>「緑化重点地区」に指定することで、都市緑化基金の活用による支援や事業者による自主的な緑化活動、官民連携による緑化の推進など、より質の高い民有地緑化の推進が期待されます。これらの施策推進により、緑被率の減少を抑制できるよう取り組んで参ります。</p>
<p>3. 土田・上条地区の位置づけについて</p> <p>土田・上条地区は、これまで生産緑地や農用地として、清須市における貴重な緑地・農地空間を形成してきました。しかし現在、市街化調整区域でありながら、工場誘致などの開発が進められようとしています。今回の計画案では、これらの地域を「緑化重点地区」と位置づけていますが、これは緑を「守る」ための指定なのか、それとも開発を前提とした修景的・付加的な緑化に過ぎないのか、極めて不明確です。農地や生態系、気候調整機能を将来にわたって保全するための具体的な制度的担保や規制が示されておらず、「緑化重点地区」という言葉で実態をごまかしているように見えます。</p>	
<p>4. 気候危機への対応としての緑の位置づけについて</p> <p>気候変動が深刻化する中、農地や緑地は、ヒートアイランドの緩和、雨水流出の抑制、生物多様性の確保など、多面的な機能を担う重要な社会基盤です。にもかかわらず、本計画では、工場立地や開発による環境負荷の増大をどのように抑制するのか、具体的な方針が十分に示されているとは言えません。緑の基本計画が、気候危機への対応を本気で位置づけた計画となっているのか、改めて問い直す必要があると考えます。</p>	<p>緑の基本計画はマスタープランとしての性格を有し、個別の施策に対する指針となるものであり、これにより直接的な土地利用制限等法的規制が及ぶものではありません。</p> <p>総合計画では、「市街地整備やライフラインの充実により市民の生活基盤を固めるとともに、環境保全に視する取り組みを推進することで、利便性に優れ、自然と調和した快適に暮らすことができるまちをつくります。」としており、開発事業者による積極的な協力を得つつ、過度な負担とならないように緑化推進に取り組んでいくことが望ましいと考えています。</p>

<p>5. 最後に</p> <p>清須市は、これから何を優先し、何を守ろうとしているのでしょうか。緑の基本計画は、単なる「総合計画」や「後追い計画」ではなく、将来世代に引き継ぐべき緑を守るための覚悟と方向性を明確に示すものであるべきです。本計画案については、計画の位置づけ、土地利用との関係、農地・緑地保全の実効性について、抜本的な見直しと再検討が必要と考えます。</p>	<p>緑の基本計画は、マスタープランとしての性格を有するとともに、本市における最上位計画である総合計画に即すこととしています。その上で、前計画の策定から約14年が経過し、その間に、都市緑地法をはじめとした緑に関する法律の改正や社会情勢の変化など、大きな転換期を迎えました。そのため、方針を大きく見直すとともに、法改正に伴う新たな施策の位置づけなどを行っています。</p> <p>継続して進める施策も多く、新たな施策も含めて各施策を推進していく中で、新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行い、改善していくものとします。</p>
---	--

(7) 緑化重点地区について

ご意見	ご意見に対する市の対応
<p>緑化重点地区が、農地から市街地へ転用する方向（産業誘致重点）に絞られているが、その他の清洲南から新川西枇杷島地域で農地からミニ開発（民間主導）で緑化が乏しく歯抜け状態になっている。これら地域は、防災上も、市内での人口密度的にも、万一の災害発生時には人的被害が大きくなると思われる。よって上記緑化重点地区への目配り（予算配分）と同時に、今後、緑化歯抜け地域への整備にも考慮が必要だと考える。産業分野では地ベタ整備は、関心ある企業にも応分の負担を課する力強い交渉が前提であろう。</p>	<p>都市緑地法において、緑化重点地区は、比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区であり、農用地区域などには定めないとされています。しかし、本市では、市街化区域に加え、市街化調整区域においても今後開発が予定されている区域等は、開発事業者による積極的な協力を得つつ、過度な負担とならないように緑化推進に取り組み、開発後においても重点的に緑化が推進されるように、緑化重点地区に含めるものとしています。</p> <p>本計画において、緑化重点地区に含まれていない地区についても、農地の保全を前提として、緑の保全と活用を推進してまいります。</p>

(8) 街路樹について

ご意見	ご意見に対する市の対応
<p>街路樹について、近年、県道の街路樹を伐採して緑を減らしています。県の整備管理の連携ができるといいと思います。</p>	<p>県道の街路樹については、県と積極的に連携して、道路空間の美化、緑化推進に努めます。また愛知県では、愛道路パートナーシップ事業という、愛知県、市町村、住民や企業が一体となって快適な道路環境づくりを進めていく制度があり、制度の活用がより一層図られるよう、市としても周知を行ってまいります。</p>

(9) 表記内容の間違いについて

ご意見	ご意見に対する市の対応
<p>資料の数値の誤りが多く感じます。P3 (2) 施設緑地の合計箇所は203ではなく200では？ 都市公園等の合計8.6㎡/人は8.5㎡/人では？ 表中の赤字の数値の意味は何か？文章で使ったから？</p> <p>満足度調査の数値もおかしいです。四捨五入により合計値が合わないのであればその説明も入れてはどうか。P 14 (2) ① ア.合計100%、イ.合計100%</p> <p>凡例の無回答を「無回」「無」としていて雑な抜粋です。</p> <p>P 16 タイトルに7つの取組とあるが、図では7つの施策です。表現を統一してはどうか。</p> <p>P 18 課題Nbs→NbS (S) は大文字ではないか。</p>	<p>ご指摘の内容に誤りのあった箇所につきましては、計画書の記載内容を精査して修正させていただきました。</p>

その他意見

- ・ ①JR枇杷島駅東口ロータリー付近は歩行者に極めて不便です。②ヨシヅヤ東側、アンダーパスの先とのT字路、横断歩道の位置が不自然で極めて危険です。⇒ 歩行者優先になぜできないのですか。
- ・ 市の公共施設がバラバラな場所にあって極めて不便です。また、7万人の人口がある市なのに商店街がないのは不便です。今までの行政の怠慢を感じます。市職員は日々の通勤や移動に公共交通機関を使ってください。不便さが身にしみるはずです。
- ・ 避難所としての中層、高層の建物も必要かと思います。また、私たちの地区から図書館が遠いので、蔵書も増えているとのこともあり、ぜひ図書館の分室も併設してほしい。高齢の方が増えていて、車も手放す人も多い。バスの本数もバス停も少ないので、春日まではなかなか通えない。創造センターの図書室もなくなってしまったので、西枇杷島地区のどこか、身近なところにぜひ図書室をつくってほしい。